

岸和田市中小企業サポート融資(大阪府岸和田市連携型)のご案内

岸和田市では、市内で事業を営む方が事業に必要な運転資金・設備資金を円滑に調達することができるよう、大阪信用保証協会の保証を付して融資をあっせんしています。融資決定後、借り入れ手続の際に別途信用保証料が必要となります。

1. 申込人の資格

- (1) 大阪府内に居住し、原則として岸和田市内の同一場所で1年以上引き続き事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる事業者であること。
- (2) 具体的な事業計画を有しており、金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な事業者であること。
- (3) 中小企業信用保険法に定める中小企業者で次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業(宿泊業・娯楽業を除く。))を主たる事業とするものについては5人以下)の会社及び個人
 - イ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
 - ウ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
 - エ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
 - オ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(アからエまでのいずれかに該当するものを除く。)

ただし、以下のいずれかに該当する場合及び保証協会が保証できない場合には、この制度を利用できません。

- ① 農林漁業、金融保険業(保険媒介代理業を除く。)、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体(NPO等)等の業種の場合
- ② 保証協会が行った代位弁済にかかる債務の履行を完了していない場合、又は完了後、原則として6ヵ月を経過していない場合(それらの方の保証人になっている場合も含む。)
- ③ 保証協会の保証付債権等に延滞等の債務不履行等がある場合
- ④ 金融機関と取引停止中の場合
- ⑤ 振出しにかかる手形・小切手が第1回不渡りとなった後、6ヵ月を経過していない場合
- ⑥ 前回保証を受けた融資金が、保証承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合
- ⑦ 許認可及び登録等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合(申請中であって許認可等を受けることが確実な場合を除く。)
- ⑧ 暴力的不法行為者、又は申込みの際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合
- ⑨ 税金を滞納し、完納の見通しがたたない場合及び公共料金・賃借料・借入金(消費性・住宅ローンを含む。)等の支払いを滞納している場合
- ⑩ 融資対象設備を市外に設置する場合

2. 融資限度額 一事業者について600万円まで
ただし、既存の信用保証協会の保証付融資との融資残高合計が
2,000万円を超える場合は利用できません。
3. 資金使途 運転資金、設備資金 (転貸資金は除く。)
4. 融資期間 4年以内 (据置なし)
5. 貸付利率 年 1.2% (令和2年3月1日現在)
*約定どおり返済された場合、融資実行1年後より市から一部補給が
あります。
6. 保証料率 年 0.5% ~ 2.2%
*決算内容により保証協会にて審査後、料率が決定されます。
*約定どおり完済された後、10万円を上限として市から補給があり
ます。
7. 返済方法 毎月元金均等分割返済
8. 取扱金融機関 池田泉州銀行 泉州営業部
ただし、現に池田泉州銀行久米田支店、春木支店及び東岸和田支店に
おいて取引がある事業者については、引き続き取引店にて取り扱いが
可能です。
9. 連帯保証人 原則として不要
ただし、法人の場合は、法人代表者・実質経営者に保証人になってい
ただきます。
また、営業許可名義人・同一事業に従事している配偶者・事業承継予
定者等は、連帯保証人になっていただく場合があります。
10. 受付場所 ①池田泉州銀行 泉州営業部
②岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課
商工振興担当 (市役所別館4階)
電話：072-423-9485 (商工振興担当直通)
11. 受付時間 ①池田泉州銀行営業日の午前9時から午後3時まで
②岸和田市役所開庁日の午前9時から午後5時半まで

申 込 書 類 ・ 添 付 書 類 ・ 留 意 事 項 等		個人	法人
融資申込書兼信用保証委託契約書、保証人等明細 (A3 4部複写)		1	1
申込人 (企業) 概要、資産・負債及び収入支出 (A3 3部複写)		1	1
信用保証委託契約書 (A4 2部複写) + 信用保証委託契約附帯契約書 (申込人・連帯保証人が必ず自署押印してください。)		1	1
個人情報の取り扱いに関する同意書3種類 (当該保証に関連する個人1名につき各1通必要 申込人・連帯保証人が必ず自書押印してください。) ①保証協会用 (2部複写) ②金融機関用 (2部複写) ③岸和田市用		各1	各1
小規模資金申込に係る融資残高申告書		1	1
事業計画書		1	1
印鑑証明書 (発行後3ヵ月以内のもの)	申込者	1	1
	連帯保証人 (法人代表者等)		1
納税証明書 (発行後1ヶ月以内のもの)	個人：市・府民税の納税証明書 (直近分) ※市府民税が非課税の方は、市・府民税非課税証明書を取ってください。	各1	—
	法人：法人市民税の納税証明書 (直近1期分)	—	1
税務署受付印のある確定申告書の写し・申込時に <u>原本</u> も提示ください。 (直近2期分、決算書又は収支内訳書も含む。) ※電子申告の場合、受付結果 (受信通知) を印刷したものを添付のこと		2	2
法人の場合	法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (発行後3ヵ月以内のもの)	—	2
法人の場合	決算書及び附属明細書の写し (直近2期分)	—	2
法人の場合	残高試算表 (決算期から6ヶ月以上経過している場合)	—	2
「保証協会団信」加入意思確認書 (加入希望される方は、別に「債務弁済委託契約申込書」と「申込書兼告知書」の提出が必要です。)		1	1
そ の 他 必 要 書 類 等			
設備資金の場合、見積書の写し等 (作成元の社印入りで有効期限内のもの)			該当するもの 各1
申込人が飲食店業者の場合、風俗営業を行っていないことの宣誓書			
許認可・登録証等の写し (必要業種のみ、申込時に <u>原本</u> も提示必要)			
申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人 (法人にあっては代表者) の住民票抄本 (前住所が確認できるもので発行後3ヵ月以内のもの、本籍及び続柄記載不要)			
申込人又は連帯保証人が外国人の場合、在留資格の確認ができる住民票抄本 (発行後3ヵ月以内のもの) ただし、在留資格が永住者の場合、既に提出済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。			
申込人が本名以外の通称を使用している場合、同一人であることの念書			
その他、必要と認められる書類			

* 提出された融資申込書や添付書類等は、お返しできませんのでご了承ください。
また、審査の途中で書類の追加提出をお願いすることがあります。

～ 中小企業融資あっせん申込みにあたって、必ずお読みください ～

- 申込書は、申込人ご本人が直接池田泉州銀行泉州営業部又は市産業政策課へ提出してください（郵送不可）。
受付時、本人確認のための身分証明書の提示が必要です。
- 申込受付後、信用保証協会及び取扱金融機関が審査し、保証及び融資の諾否、決定金額について通知します。申込みから融資実行までは平均して30～40日程度かかりますので、申込みに際してご注意ください。設備資金の場合は、原則として保証協会から保証金額の内示を受けた後、実行の着手確認を行った上での融資となります。
- 融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りすることがあります。
- 保証協会の方針により、相談・申込み・審査に際し、第三者の同席・代理はご遠慮いただきます。
- 申込後、審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、事業所訪問させていただくこととなりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断されます。ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- この融資について、あっせんするなどといって手数料、謝礼金などを要求されるケースがあるようですので、ご注意ください。